別表第一

区分	科目	時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	二
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	二
	自立支援協議会に関する講義	二
演習	ケアマネジメントに関する演習	一二
合計		一八

別表第二

区分	科目	時間数
講義	障害者自立支援法及び児童福祉法の概要並びに相談支援事業従事者の役割に関する講義	六・五
	ケアマネジメントの手法に関する講義	八
	地域支援に関する講義	六
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	一一
合計		三一・五

○厚生労働省告示第二百二十八号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十四年政令第二十六号）の施行に伴い、並びに児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十五条の十二第二項及び第二十七条の十三第二項の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項及び第二十七条の十三第二項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として厚生労働大臣が定める額

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号。以下「令」という。）第二十五条の十二第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として通所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、別表第一の上欄に掲げる通所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

二　令第二十七条の十三第二項に規定する家計における一人当たりの平均的な支出額として入所給付決定保護者の所得の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額は、別表第二の上欄に掲げる入所給付決定保護者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

別表第一

通所給付決定保護者の区分	額
一　次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二　令第二十五条の十二第一項第四号に掲げる者	五万円

別表第二

入所給付決定保護者の区分	額
一　次項に掲げる者以外の者	七万九千円
二　令第二十七条の十三第一項第四号に掲げる者	五万円

附　則

平成二十七年三月三十一日までの間は、別表第一の二の項中「第二十五条の十二第一項第四号」とあるのは「第二十五条の十二第一項第二号又は第四号」とし、別表第二の二の項中「第二十七条の十三第一項第四号」とあるのは「第二十七条の十三第一項第二号又は第四号」とする。

○厚生労働省告示第二百二十九号

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十五条の十二第二項第三号及び第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項第三号及び第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

児童福祉法施行令第二十五条の十二第二項第三号及び第二十七条の十三第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額

一　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十五条の十二第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、三万四千円とする。

二　児童福祉法施行令第二十七条の十三第二項第三号に規定する厚生労働大臣が定める額は、次の表の上欄に掲げる入所給付決定に係る障害児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

入所給付決定に係る障害児の区分	額
一　十八歳未満の者	三万四千円
二　前項に掲げる者以外の者	二万五千円

○厚生労働省告示第二百三十号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものを次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日　厚生労働大臣　小宮山洋子

障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は一及び二に定める要件を満たす者とする。

一　イ及びロの期間が通算して五年以上である者、ハの期間が通算して十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上かつニの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。

イ　(1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間

(1)　障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第七十七条第一項及び第七十八条第一項に規定する地域生活支援事業、同法附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児相談支援事業、障害者自立支援